

破産法攻撃に抗し——暴力的組合破壊に対決し

倒産下・団結権確保の闘い

総評全国金属労働組合
田中機械支部
全金田中機械と共に闘う会



団結権確保9・25労働者総決起集会

★破産・倒産に反対し、団結破壊と闘う争議支部
 分会の斗争に勝利するため、大衆路線で内外の
 反動抑圧思想を克服し、民事執行法粉碎、
 行政斗争強化、反台反独占斗争を強化しよう！



1978年9月25日 中之島公会堂
 自己破産申立の直後、全港湾建設支部・全金港合同共催
 による団結権確保の大集会

78争議支部支援団結もちつき大会

自己破産攻撃粉碎！争議支部闘争勝利！
 主催 総評南大阪地区評 全金港合同支部



1978年12月 田中機械構内
 団結もちつき大会で「もちのようにならば強く闘う」こ
 とを確認。



1979年6月 港区夕風の空地
婦人労働者が中心になって、第1回「倒産をはね返せ、
団結バザー」を開催。



1979年1月 田中機械構内
南大阪地区評主催の「全金田中機械支部闘争
勝利決起集会」同時に、全国労働者討論集会
が開催される。
空前絶後の大集会の後、デモに出発。





1979年6月23日 田中機械構内
暴力強制執行の翌日、反安保の闘いと連動して、地域の
反撃体制が整う。

1979年12月 森之宮ピロティーホール
「田中機械を勝利させる大集会」、同時に「共に闘う会」
が発足し、反撃体制整う。



1980年9月 中之島公会堂
自己破産突破闘争2周年
組合員全員が登壇し、闘う決意を確認。



1979年6月22日 暴力強制執行
見よ!! この暴挙、労働者の怒り。

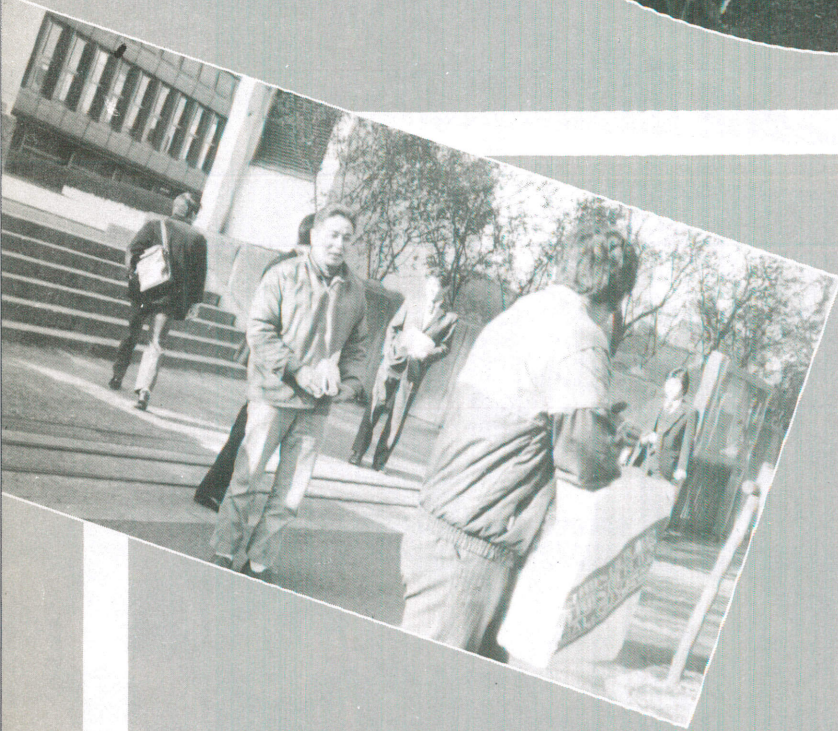




1981年1月6日 田中機械構内
「自己破産突破・団結旗開き」一弁護団とともに。



1981年6月 中之島公会堂
大阪総評主催による、国労202億損害賠償問題と、田中機械5件の否認権訴訟攻撃に、反撃を確認。



裁判所・淀屋橋でのピラマキ風景



1984年9月 部落解放センター
地労委勝利命令をうけて、いよいよ本格的な反撃体制を確立。



1985年元旦 箕面の宮崎管財人自宅への抗議デモ。



はじめに

「破産した会社に労働組合は、存在しない」暴力強制執行の余勢をかつてはね上り弁護士、清水伸郎はこうのように高言した。

同じように自称総評弁護団宮崎乾朗は「破産管財人に団交応諾義務は存在しない」とうそぶき大阪地労委より団体拒否は、不当労働行為であると烙印を押された。

これは、敵側弁護士の無智と反動性を立証するものである。しかし、現実の社会は、しばしば、このような事が当然の如く、正当化される。俗に言う力関係である。

宮崎乾朗・田辺満・破産管財人は、七九年六月二日暴力強制執行をもって徹底的に田中機械支部の破壊を策した。

検察・府警・地元警察の援助のお墨付を当時の大阪弁護士会、副会長、竹林（関経協系）を利用して、とりつけた宮崎・田辺は、暴力団を使ってでも田中機械支部を消滅させれば思うまゝに処理ができる……と、かの暴力強制執行を強行した。

ホロ付トラックから屈強な男たち数十名がとび降りワァーと構内に突入し殴り込んだ前代未聞の強制強行には、違法を承知



法廷終了後の報告集会

で計画されたが故に法違反の行為が続出した。これは過日の組合が追及する損害賠償裁判での西山執行官の証言でも充分窺われた。

しかしその後七年田中機械支部は、多くの闘う労働者を守られ地域の拠点の立場をつらぬき断固として工場占拠自主生産を続けている。しかも、今、綿密な調査によって、強制執行に加った執行補助者に多数の暴力団員及関係者のいた事が判明し、事の是非が鮮明となった。

更に、この暴力強制執行を、実現させる為、阪口管財人のデッチ上げ第三回報告書の存在した事や追及をまねがれる為破産法に違反して債権者集会が開催もされず放置されていることまで判明した。法律の番人、裁判所や破産管財人を中心にかくも違法な行為が山積しているのを見逃す事はできない、破産法に包囲され裁判所管財人・警察機動隊に集中砲火を浴せられた全金田中機械支部が七年間も断固たる闘いを継続できるとは、敵側の誰もが思わなかったに違いない。

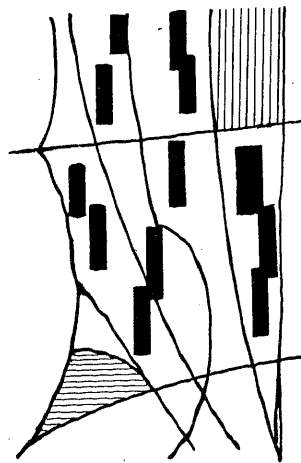
敵は、力関係で組織を破壊し証拠を隠滅し目的の達成を狙っていたのである。

ここに七年間の闘いの意義があり、我々は徹底的に不正に満ちた内実を暴露し、追及の手をゆるめず敵を窮地に追い込む為の闘いを強化する。

最近宮崎乾朗は、毎日新聞、朝日新聞、フライデー等で「正義の味方」「六法をもった鞍馬天狗」など暴力団との対決を売り込み歯の浮くような自己宣伝をしているがこれは暴力団との関係を暴露される事を恐れた予防戦術であらう。

中曽根政権の反動策がはびこり、臨調・行革・諮問委等の方針がさまざまな法や慣行を無視し、否応を問わず権利の剥奪が日常化されようとしている。国鉄労働者への攻撃は、他人事でなく、団結破壊の攻撃であり労働者の結束を無為に終らしめ、権力者への屈服と服従を強いるものに他ならない。破産法を武器に労働者権利を一切無視せんとする管財人の思想も亦、権力者を夢みて被害者を苦める為のものである。

団結権を守り、主張する闘いこそ重要であり、七年の闘いを機に更に破産法突破・団結権確保にむけて邁進する。



田中機械に対する攻撃の経過

自己破産申立から破産宣告まで

労働組合の協力を踏みにじる

破産申立・債務超過の捏造

田中機械に対する大独占や大株主からの、『企業丸ごとの組合つぶし』攻撃の中で、一九七六年二月から倒産の時まで約三年間に渡り、賃金等の運配、欠配の状態が続いた。

労働組合は、経営者をして企業再建を確約させ、それを前提として全面的な協力を行い多大の犠牲に耐えてきた。

一九七八年九月一三日、田中機械の大原社長以下経営者は、労働組合の血のにじむ様な協力と犠牲をかえりみず、再建を約した労使協定を踏みにじり、団体交渉の経過を無視して、一方的に自己破産申立を行った。

それは、経営者としての責任放棄であるとともに、労働者を

更なる苦闘のドン底にたたき込む攻撃であった。

しかも、破産原因たる債務超過は、復元協定に基き賃金の未払い分を計上することではじめて債務超過になるという実体であった。

つまり、企業として「生きる望み」があるにもかかわらず、再建のための労使協定を逆手にとって、破産申立のための債務超過の捏造が行われてきたのである。

同意約款協定を無視した解雇攻撃

つづいて同年十一月四日、労使の同意約款協定を無視して全員解雇の攻撃がかけられてきた。それは、裁判所の指導をも含め、倒産―即解雇の図式の定着を計る反動的なものである。

後々、経営者は、(倒産の年の)年内に雇用保険・立替払いの給付を受けるためであったと解雇理由について証言してきたが、そんなものが正当な解雇理由たり得ないことは明らかである。

政府・労働省からの攻撃

雇用保険の仮給付について、破産申立の月である九月の下旬に、労働省は全国各行政区の職安に、闘争中の労働者に仮給付すべきでないとの通達を發した。

また、未払い賃金の立替え払いについては、労働者の外郭団体である労働福祉事業団は、倒産下で工場占拠するなど労使紛争の継続する場合、支給すべきでないとの対応を示してきた。

これらは、政府、労働省からする石油ショック以後一連の倒産事件の経過をふまへながらも、とりわけ全金田中機械を意識した『倒産下の兵糧攻め』であったと言わねばならない。

立替え払いの支給遅延の原因を労働組合に責任転嫁する管財人側の主張は、本末転倒である。

破産宣告—機動隊を待機させた封印執行

同年二月一八日、破産宣告と同時に封印執行の攻撃が為されてきた。それは、全金田中機械に対する予断と偏見に基き、大阪府警機動隊をいつでも田中機械構内に突入させるべく待機させる中で行われてきたのである。ここに、権力側の全金田中

を条件に選任されるという異状なものであった。

六月十五日に宮崎、田辺管財人が選任され、六月十六日に阪口管財人に対する辞任許可決定が為されているが、この事実を六月二二日、暴力強制執行の日まで労働組合を欺いてまで隠しつづけたということである。

これらは、労働組合に対して抜き打ち、騙し打ちの攻撃を仕掛けるための策略であったことは明らかである。

法を無視した見境のない違法執行の実態

六月二二日の暴力強制執行は、トラック十数台、レッカーやガス切断器を含むものものしい装備のうえで、暴力団体関係者を含む執行補助者数十名、大阪府警機動隊約二〇〇名という他に例を見ない大規模な体制のもとに行われてきた。

暴力団体関係者二・三〇名の先頭集団が、「ワァー」という喚声とともに、正門の実力突破を強行し、その直後にトラックが続き警察機動隊が続くという攻撃であった。

破産処理とはおよそ無関係な書類、帳簿類を含め私物等も引揚げ、更に、ドアやロッカーを手当り次第ボールでこじあける等、無差別執行の限りをつくしてきた。

組合事務所に対しては、公安警察のガサ入れ同然の攻撃が行

機械に対する弾圧の狙いは明らかであるが、労働組合の適切な対応によって不発に終らざるを得なかった。

阪口破産管財人と民事六部大野書記官は、労働組合との接渉の中で、会社構内に入り事務棟各階に保管される書類、帳簿類を見聞し、労働組合にその保管を依頼して引き揚げていった。後に、封印執行不能の調書が作成され、暴力強制執行の口実とされているが、それは真赤なウソである。

労働組合つぶしを狙う暴力強制執行

騙し打ち攻撃のための、管財人の秘密裡交替劇

S五四年四月、民事六部部長に道下裁判官が就任して以降、反動的な訴訟指揮が顕著となり、全金田中機械攻撃の陰謀が浮上し具体化されていった。

破産宣告以来の阪口管財人と労働組合との団体交渉等の経過を反古にするため、管財人の交替が策動された。

阪口管財人の辞任については、「正当な事由」とはほど遠い「健康上の都合」をデッチ上げ、宮崎、田辺管財人の選任にあつては、裁判所と弁護士会が裏取引を行い、検察、警察の出動

われた。

これら違法執行は、宮崎、田辺管財人の手によって直接仕掛けられたものである。

正門実力突破のために暴力団体関係者を雇い入れ、執行官の指揮を越えて管財人自から直接采配をふるってきたのである。

これら見境の無い違法執行の暴挙に出たが故に、当然のこととして、踏襲すべき法的手続も一切無視される結果となった。

(官、氏名を名乗り、任意履行の催告を行う。送達正本を送達、そして、所持。立会証人。仮処分調書の記載等々。)

『乱訴を暴く』シリーズ・ビラ⑬から⑳の中で明らかにしている様に、西山執行官自か法廷の証言の中で手続無視の実体を吐露せざるを得なかった。

暴力強制執行の狙い——組合攻撃の陰謀——

暴力強制執行は、倒産後の困難の中で『今なら田中機械の労働組合をつぶすことができる。』との判断に立ち、『つぶしてしまえば後に証拠はのこらないし、追及されることもない。』この計算と策略に基づく攻撃であった。

時の権力、裁判所や弁護士会、そして関経協等の経営者団体も、労働運動の拠点としての田中機械壊滅の方針に同意を与え

宮崎、田辺らを支持したものと想われる。

通常では考えられないような無暴な違法執行が、白昼公然と行われた理由はここにある。

今日、追求の中で管財人交替。暴力強制執行にかかわる一連の重要記録が隠されていた事実が発覚した。

それは、管財人交替についての債権者への執告、管財人報酬にかかわる問題点、任務終了に伴う計算報告のための債権者集会の開催等々踏むべき破産手続が全て犠牲にされ、騙し打ち攻撃として暴力強制執行を仕掛けることを最大限優先してきた事を意味する。

労働組合つぶしのためには、手段を選ばぬ無謀な攻撃を仕掛け、次に労働組合がその攻撃にもちこたえ反撃すると見るや、労働組合からの追及を恐れるあまり、組合つぶしの陰謀とも言ふべき重要記録を隠しつつづけてきたのである。

五件の否認権訴訟と労働債権切り捨ての攻撃

訴訟提起にはられる強気と弱気

管財人側は、暴力強制執行の後も、書類。帳簿類の不足をデッ

むものであった。

五件の否認権訴訟

その乱訴の実態

- ①賃金等協定無効
- ②根抵当権抹消
- ③土地建物明渡
- ④土地登記名義回復
- ⑤売掛金譲渡否認

協定否認の訴訟では、四六七名もの多数の労働債権者を被告として訴え、その中には否認の対象とされた協定に該当しないものも含まれている。

労働組合が協定してきた賃金等（一時金や退職金）の支払猶予の協定について同時、一体のものとして締結されてきた協定を、「カット」についてはそのまま認め、「復元」については否認するという愚を犯している。

また、裁判所や労働省、阪口管財人等が認めてきた労使協定の有効性を、ひとり宮崎、田辺管財人のみが否定するという攻撃に出てきている。

立退、明渡では、S五〇年四月の譲渡協定に関して、否認権が及ばないと見るや、「差押をまぬがれるための通謀虚偽」を

チ上げ、労働組合に対して民事上、刑事上の責任を問うとの恫喝をつづけてきた。

それは、暴力強制執行で無差別かつ乱雑な執行を行い、執行時間が残されているにもかかわらず自から終了宣言を發した管財人側の責任を逆に問うものである。

公認会計士に一〇〇〇万円以上の費用をついやし、手持資料で充分に債権認否ができるにもかかわらず（現に、S五七年六月二二日に債権調査は終了している。）、内容証明郵便で、書類の所在場所を指定する等、労働組合が書類を隠しているともいうのか、畏にかけるが如き攻撃を仕掛けてきた。

また、管財人側は、暴力強制執行の直後・立退明渡問題をほのめかし、S五五年一月否認権訴訟の提起と同時に、立退・明渡の仮処分攻撃を準備し仕掛けようとしてきた。

以上の様に、管財人側は、破産法を最大限悪用した傘にかかった攻撃を続けてきた。

しかし、後述する様に、労働組合の反撃の中で一定頓挫せざるを得なかった。

否認権訴訟の攻撃は、立退、明渡仮処分の断念に見られる弱さを含むと同時に、労使協定の全面的否定をはじめ、倒産下の労働者の権利を全て否定しようとする新たな攻撃の内容をも含

デッチ上げ攻撃するという無謀を犯しているのである。

根抵当権抹消の攻撃についても、労働債権の確保について賃確法の中で、賃金の支払いに関しては、強行法規で義務付けられており、社内預金や退職手当の保全措置として「できれば一番抵当が望しい」とまで言っているのである。

一方、金融機関については、倒産前6ヶ月前に順位譲渡とはいえ、実質上新たな担保設定行為が行われている。

以上の様に、乱訴の実体をさらけ出しながら、倒産原因を労働組合に責任転嫁する主張を行っているのである。

つまり、管財人側の論理は、「S五〇年当時から経営は危機に瀕していた。にもかかわらず、労働組合は五〇年春闘で高額賃上げ等で経営を圧迫してきた。譲渡協定や賃金等支払猶予協定は秘密協定である。倒産直前の諸協定も、倒産を予知し、または倒産に同意した上での駆け込み協定だ。」というのである。

これらの論理は、倒産前における企業再建を求め奮闘してきた労使関係の現実を目をつぶり、自からの否認権攻撃を正当化するための事実の歪曲が色濃く、組合攻撃の本質を自から暴露するものとなっている。

一般債権者の劣情をあふり、労働債権の大半を否認

倒産前、労働組合は再建協力のため貸金の遅配、欠配に耐え、一般債権者に対する支払いはどこおりなく行われてきた。その結果、総破産債権の中で労働債権の占める割合が約九割にも及び、一般債権はわずかなものとなった。

通常の破産処理の常識でいけば、破産財団のほとんどは労働債権に対する配当に引当られるべきところを、何故、否認（債権切捨て）するのか、極めて疑問である。

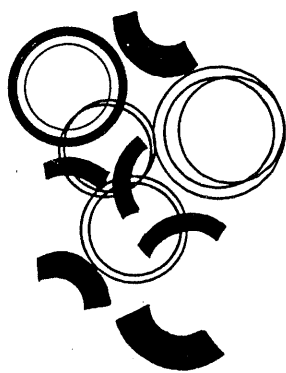
裁判所の名をかたって、各一般債権者に対して労働組合を誹

謗する文書を郵送したり、玄洋社関西本部をつかって、一般債権者の劣情をあふって組合攻撃をけしかけてきた。

労働債権の大半の切捨てと同時に平行して、組合に対するデマ宣伝が行われてきた事実は見逃せない。

債権認否に関し、労働組合の団交要求に一切応じることなく、切捨てを断行してきたことは、地労委命令の中で明らかに批判されている。

また、債権調査期日の中で、労働組合の発言を一切封じる等の道下裁判官の反動的な対応が見られた。



労働組合の反撃の経過

暴力強制執行。明渡恫喝への反撃

前述した様に、暴力強制執行以後破産管財人は書類、帳簿類の不足のデッチ上げや、立退、明渡の恫喝をかけてきた。

この攻撃に対し、港合同各支部の泊り込み張り付け体制を強化するとともに総評をはじめ全国金属等が、裁判所・弁護士会に対する抗議の行動が素早くとられてきた。

また一九七九年年末（破産宣告一周年）には、森の宮ヒロティ・ホールに千余名の労働者が結集し、総評をはじめ社会党、全国金属をはじめ各単産・地域の協力と支援を得て『全金田中機械と共に闘う会』が結成され、一気に攻撃に対する抵抗、反撃の体制が強化されてきたのであった。

翌年三月には、部落解放同盟・社会党の上田卓三代議士の協力で、国会において、「破産管財人の団交応諾義務」に関して質問が行われ、当時、藤波労働大臣から、団交応諾の義務が明

確に答弁され、田中機械の倒産事件、宮崎、田辺破産管財人に対する社会的な注目と反響を呼び起す結果となった。

また時同じくして、倒産下の労働者権利の問題について、文部省の学術調査団が関東、関西各大学教授によって編成され、全金田中機械の現地工場と、民事6部に現地調査するに至り、道下、宮崎・田辺らの破産法を利用した組合攻撃に大きく齒下メをかけることとなっていた。

損害賠償の訴訟提起（S五七年一二月）

先述の様に、暴力強制執行が、当初からその違法性において、また、無謀ぶりにおいて前代未聞のものであったことは明らかである。

これに加えて、暴力団関係者がこの執行に関与した事実を糾明すべく地を這う様な調査活動を展開してきた。

宮崎管財人と暴力団関係者との関係、暴力団関係者の実体を

をつきつめるに至り、管財人の責任を追求すべく、損害賠償の訴訟提起に及んだものである。

損害訴訟の内容としては、単に賠償の金額の問題ではなく、破産管財人の責任、違法行為を裁判、法廷の中で真正面から追及しようとするものである。

訴訟提起——これを転機に本格的な反撃を開始し、今日、管財人を追いつめ得ていることを見ておかねばならない。

西山執行官に対する証人調べは、暴力強制執行に関わる敵の弱さを暴露する結果となった。

民事六部糾弾闘争から、額田事件・道下追放闘争へと前進

道下裁判官が民事六部部长に就任以後、反動的な訴訟指揮が顕著となり多くの問題をかもし出してきた。

全国一般・全港湾・全国金属等々の単産傘下の各々破産・更生を問わず倒産反対闘争を闘う支部・分会にとって、道下裁判官の反動的訴訟指揮との対決は、不可避の問題として発展していった。

道下裁判官は、倒産下では労働者の権利は存在しないことを

さを見込み、破産法下における裁判所の権力を過信して図に乗り、はしなくも民事六部の反動的体質を暴露する結果となった。

闘いのひとつの教訓として、「額田」以前の各爭議組合の闘いが闘争部隊として道下裁判官の反動的訴訟指揮と闘い続けてきたからこそ、「額田事件」の中での明からさまざまな不当労働行為の証拠を握り、それを突破口として闘いを発展せしめ得たということではないか。

また、司法反動の流れの中で、敵が傘にかかった攻撃を仕掛けてきても、攻撃を攻撃として受けとめ、労働者の権利意識を明確にして闘うことが如何に重要であるかを教えたのではないか。

破産管財人の当事者適格を明確にした地労委の団交命令

倒産攻撃の中での不当労働行為として、経営者の為した全員解雇の撤回や破産管財人の組合攻撃に対して、地労委においてS53年一〇六号事件として救済申立を行い計三三回に渡る審問を終え、既に最終陳述も提出済である。

しかし、破産処理の一連の経過の中で、管財人側の「攻撃は

前提に、破産管財人の当事者性を否定し、団交応諾義務も存在しないとしている。また、労働組合の『ゴネ得』を認めないとして、破産手続外での解決金を否定し、労働組合の工場占拠に対する攻撃を前面に押し出してきた。

田中機械に対しては、雑誌NBLや、弁護士会等の講演の中で、進行中の事件であるにもかかわらず名指し同然の形で、労働組合に対する非謗・中傷を行い、あげくの果てには次は立退、明渡の仮処分を考えていると恫喝する始末であった。

道下裁判官は、自から攻撃の種をまきながら、面談を求める上部団体を含む労働組合からは逃げ廻るというかたくなな態度を取りつづけてきた。

総評・爭議組合共闘は、この道下糾弾闘争の先頭に立ち、雑誌『労働法研究』の中で、道下裁判官の数々の反動的訴訟指揮の実態を暴露するとともに、S五八年二月には、民事六部糾弾の大集会を組織し、反撃の転期をつくり出してきた。

全金額田製作所事件の中で、道下裁判官は「上部団体からの脱退」を条件に、更生開始決定、人員削減を左右するという攻撃を仕掛けてきた。

これらは、裁判官の不当労働行為事件として大々的に追求の火の手があげられたが、その背景に道下裁判官が労働運動の弱

するが団体交渉に応じない」という反組合的な対応が継続する中で、一〇六号事件とは切り離し、S五八年三〇号事件として別件で団交応諾を求める救済を申し立てた。

管財人側の主張としては、破産管財人の職務は「財団の確保・換価・配当」だけであり組合が団交要件として主張する労働債権問題については債権確定訴訟によらねばならず、労使協定問題については、訴訟中であり管財人には独自の権限はないと迷口上をうって来た。

これに対して、地労委は「判断」として、「倒産下・破産下と雖ども労働者・労働組合の団結権が存在し、管財人の破産処理が労働者、労働組合に対して実質的影響力を有する限り労組法上の使用者として当事者適格を有する」と明言した。

更に、労働債権の認否については、異議を撤回できるではないか、労使協定の件については訴訟を取り下げることができるではないかとの反論を行い、実体論に基づく判断を下した。

破産法攻撃の特徴として、管財人は一方では、労働組合に対する権利否認の攻撃を仕掛け、他方では、当事者適格を否定し責任回避をはかるという構造にある。

地労委命令は、破産管財人の団交応諾義務を明記し、この破産法の攻撃体制に団結権確保の突破口をこじあける大きな意義

をもつものであった。

破産管財人・裁判所に対して更なる反撃の継続

ビラまきを通じて暴露と追及

田中機械に対する暴力強制執行をはじめとする一連の攻撃は、通常では考えられない様な無暴な攻撃であり、単に破産法を悪用した攻撃という程度のもではなかった。

当時の民事六部・道下裁判官を後盾に、破産管財人自からが法律の規制を踏みにじり、労働組合に対する「攻撃のための攻撃」に暴走するという実態であった。

また裁判所の司法権力の庇護のもとに、破産管財人の立場や権限もわきまえず、労働者の血と汗の結晶である破産財団の金を湯水の如く使うという愚を犯してきた。

『破産管財人の乱訴を暴く』と名うったシリーズ・ビラは、これら攻撃の陰に隠された違法行為のひとつひとつを取り上げ、その実態を世に暴露し大衆の面前で破産管財人・裁判所の責任

を追求せんとするものであった。

シリーズ・ビラは、現在まで既に第三〇号を数え、裁判所・淀屋橋周辺に数十万枚のビラがバラまかれてきた。

このビラ活動は、法廷内の訴訟手続や拘束にとらわれることなく、法廷外の実力闘争のひとつであり、裁判所や弁護士会等の法曹会全体に対する正面からの殴り込みであった。

暴力強制執行―攻撃の本質に対する追求が、闘いの力ぎを握る

暴力強制執行は、当初、敵―宮崎・田辺管財人にとって「強さ」を表現するものであった。しかし、同時に手段を選ばぬ組合攻撃のために暴力団関係者を雇い入れたり、執行手続を無視する等の「弱さ」を含むものであった。

今日、我々は、敵側の多くの矛盾や問題点を掌握し、この「弱点」を攻め得ている。

また、これらの事実は、われわれが敵の攻撃に耐え、反撃し追求してきたからこそ知り得たものである。

そして、これらの事実は、S五四年六月二二日の暴力強制執行は『田中機械の組合はつぶさねばならない、今なら、つぶせ

る』という組合攻撃の隠謀に基づく攻撃であったことを再び実証した。

今日、われわれが執拗に暴力強制執行の問題を取り上げ追及するのは、ここに根拠があり、攻撃の本質に対する追求こそ、闘いの鍵を握ると考えるからである。

われわれは、本日破産宣告七周年をむかえるにあたって、再

び、暴力強制執行にかかわる全金田中機械つぶしの陰謀を暴露し、権力犯罪とも言うべき攻撃の実態を糾弾するものである。そして、倒産下のわが田中機械闘争は、暴力強制執行に対する追及にはじまり、その追及に終るであろうことを言明しておくものである。

▼寄せられた檄布



倒産下の団結権確保の闘い

労働運動の停滞と後退の中で、
われわれの倒産下の闘い

われわれの闘いは、破産宣告七周年をむかえ、倒産前三年間の賃金遅配下の闘いとあわせ、今日すでに一〇年の歳月が経過しようとしている。

この一〇年の期間とは、高度経済成長の中で登りつめてきた労働運動が、政府、独占の攻撃によって後退または解体していく過程であった。

一九七三年石油ショック以後、民間における合理化と倒産の攻撃は、一挙に中小の労働運動の戦闘性を萎縮させ、後退ないしは屈服を生み出す結果となった。企業内組合の弱さがさらけ出され、労働運動の質そのものが問われる形となった。

官公労の労働運動に対しても、土光第二臨調の攻撃の狼煙がぶち上げられてから、わずか二・三年で、組織攻撃が具体化し、今日、直ちに運動の進退を決する重要局面をむかえている。

われわれに対する敵の攻撃は、労働運動の拠点つぶしのため

委への救済申立、更に地労委命令以後の裁判所・管財人に対する反撃の継続。……これら、ひとつひとつの戦術の駆使は、敵に対する大いなる反撃として編みあげられ、倒産下における団結権確保の闘いをつくりあげてきた。

中曽根自民党政権の労働運動解体攻撃の中で、

問われる闘いの質

今日、中曽根自民党政権は、「戦後政治の総決算」をかかげ、軍拡路線をひた走り、臨調行革の名のもとに、官公労労働運動に対する攻撃を仕掛け、労働者大衆に対する収奪を強め、社会的諸権利を奪い取るうとしている。

更に、国鉄の分割・民営化の攻撃に端的に表われている様に、つくられた赤字を労働組合に責任転嫁し、臨調・行革とは名ばかりのもので、民営・分割の狙いは、国労等の労働組合つぶしにあることは明らかである。

国鉄の労働組合つぶしのために、首切り・配転・出向を断行するために「残るも地獄・去るも地獄」という状況を作為的につくり出し、不当労働行為が日常茶飯事の如く横行している事実を見のがすことはできない。

『企業もろとも組織破壊』としての倒産攻撃であった。

次に、工場占拠で職場生産点を確保しながら闘う労働組合として存続することに対して、『倒産下では労働組合など存在しない』との論理を大上段にかざした暴力強制執行による『力づく』の組織攻撃であり、労働組合の団結の基盤である工場占拠を奪ばおうとする立退、明渡の攻撃であった。

更に、労働者を無権利同然にして路頭にほうり出し多大の借金や負債を押し付ける労働債権切り捨てや協定否認、損賠請求の攻撃であった。

そして、われわれの過去一〇年の闘いは、労働運動の原則を貫き、これらの攻撃に真正面から立ち向うものであった。

企業倒産の攻撃に対し、「労働者領域の経営者領域への拡大波及」させ、労働者の主体的力量を発揮し、「倒産させない」闘いを取り組んできた。

また、倒産を理由とする団結権否定の攻撃に対し、倒産下であればこそ逆に労働者、労働組合の権利は尊重され、確保されねばならないと主張してきた。

S五七年十二月暴力強制執行に関する損賠訴訟の提起、道下裁判官糾弾の闘いと連動する、管財人の団交応諾を求めた地労

過日、新聞紙上で報導された様に、民間中小の倒産・労働争議をめぐる地方労働委員会の命令等に対し、最高裁事務総局が直接乗り出し、介入・弾圧の方針が打ち出されていた事実が明らかにされた。

関係協の労働関係法改悪の提言の中でも明らかにされている様に、派遣事業法の制定、男女機会均等法、労基法の改悪等々につづいて、労働法の根本的改悪までが打ち出されるに到っている。

戦後政治の総決算とは、労働運動にとって労働三法等に見られる労働者にとっての最低限の権利すら奪い取るうとするものであることは明らかである。

今日の様に、体制迎合の風潮が蔓延し右傾化の傾向が顕著となり、更に傘にかかった攻撃が吹き荒れ、運動と権利の後退が歯止めなきものとなっている時、労働運動・労働組合のなんたるか、権利闘争のなんたるかについて真剣に問い直されるべきである。

「倒産下における団結権確保の闘い」は、倒産を口実とする労働者権利の全面的否定の攻撃に対し、労働組合の団結権とは企業の存否により左右されるものではなく、倒産下であれば逆に平時以上に確保・保障されるべきであるとの論理を対置し

てきた。

そのことを大前提として、敵の「企業もろとも組合つぶし」攻撃に対し、一方では、労働者主体に基く企業再建の方向を目指し、他方では、労働運動として敵の攻撃に反撃すべく、地域との連帯はより強化され、地域総体を拠点化する闘いを押し進めてきた。

その意味で、われわれの闘いも含め民間中小における過去一〇数年間の倒産争議の経験は、旧来の企業内労働運動の限界を乗り越え様として闘い、その内容を充実するものであった。

これらは、今日の労働運動にとって、生かされるべき貴重な経験と教訓だと言えるだろう。

“拠点つぶし”に対する反撃―地域拠点化の闘い

そもそも田中機械に対する攻撃は、“拠点つぶし”の攻撃で

あった。

そして、今日までこの攻撃をはね返し反撃することができたのは、地域をはじめ多くの仲間の支援闘争が存在したからに他ならない。

否、港合同の闘いは、そのみにとどまらず田中機械を支援する中で、その闘いの教訓をくみとり地域総体を拠点と化し、より強固な闘争体制を築いてきた。

それは、“拠点つぶし”の攻撃に対しては、全体の運動で反撃するという闘いの原則が踏襲されたものである。

また、いかに敵の攻撃が厳しくとも、労働者の闘争組織と権利意識が厳然として存在する限り、逆に闘争組織は強化され地域を強固なものとして練り上げていくことを実証した。

われわれは今再び、「受けた支援・連帯」の意味を噛みしめ、破産法攻撃の突破にむけて闘う決意を確認するものである。

無法管財人―宮崎乾朗・田辺満の 組合つぶしの陰謀を暴く

〔法律家の責任いづこ〕…管財人の乱訴を暴く—その③
田中機械の破産管財人、宮崎乾朗・田辺満に告ぐ、
管財人の権力を利用して、
倒産の被害者を苦しめる行為を直ちにやめろ。

1984. 11.

全金田中機械と共に闘う会

目的のない訴訟を引き延ばす事によつてのみ動行者を窮乏せしめんとするものである。この訴訟が乱訴であることは疑う余地もありません。今更の如く管財人に多大の財産を有する故に、二十金近い非律に代理人として訴訟に臨んでおられますが正義に反し、被告者を被告に立立て、無関係な事を被告に押しつけます。趣きよう行為が許されるべきは社会正義のこの世から抹殺されたいに等しいと云ふおぼろけになります。我々は社会正義に向う管財人たちに断然なる攻撃を加へるゝ為起たとります。

法と理を輕視し、社会正義に
正
背をむける破産管財人

足らぬと云ふのは、傍觀の人なら出ない金額で
 是に驚いた事には否か、といふ事を「勞資
 協定」に述べたやうなことが二篇ある。上
 にも報告すると巻末に附して「二名以上
 裁判」になつてゐる。労働力は裁判所から
 判決が出た後でも逃げだつても構はない
 ところが警官は人は保衛が第一のことを知つ
 ていてこのやうな態度を組む。また「上
 取」でこのやうなものを。さうして厚顔
 と云ふ言ひやうがなりません。

『貧民救済の啓蒙』

338	山田 幸三郎	丸藏館	750.00	200.00	200.00
339	木内 重雄	丸藏館	750.00	200.00	200.00
340	竹 津 良一	丸藏館	633.18	150.00	150.00
427	安達 幸男	丸藏館	350.25	80.00	200.00
428	松岡 平次郎	丸藏館	930.18	200.00	200.00
429	船木 正三郎	丸藏館	4,400.00	200.00	200.00
527	久 正 春雄	丸藏館	40,350.00	200.00	200.00
528	久 正 春雄	丸藏館	38,600.00	200.00	200.00
529	久 正 春雄	丸藏館	15,100.00	200.00	200.00

以上三篇の著者は、皆貧民救済の啓蒙を

田中機械の破産管理人宮崎浩一は労働者の組合を組織する。四百六十六名が登録し、更に大に労務の充てつけで労働者の金を集める。四百六十六名の姓名を報告して労務に定数無効の否認状を提出した。同告げから労働者は大に金の機嫌を打つて会社と労働者間の交渉に力を入れる。この時にも大に破産管理人宮崎浩一は「金持」の攻撃に良策を講じている。このように労働者と資本家の間に大に金の機嫌を打つて会社と労働者間の交渉に力を入れる。この時にも大に破産管理人宮崎浩一は「金持」の攻撃に良策を講じている。

このよう労働者と資本家の間に大に金の機嫌を打つて会社と労働者間の交渉に力を入れる。この時にも大に破産管理人宮崎浩一は「金持」の攻撃に良策を講じている。

調査・準備と称する公金計士費用四百数十万円が破産財団から流

否認権訴訟、被告の二十数名が無関係者訴訟費用（破産財団）を湯水の如く管財人は責任を感じて取下げよ！

＜債権届の認否＞

383	山野 雅美	退職金	750,850	269
399	竹内 義和	退職金	765,000	265
414	木津 達一	退職金	633,188	313
427	黛 原 康 男	退職金	385,390	306
428	稲塚 千枝子	退職金	936,780	295
459	船木 紀子	退職金	6,678,200	278
527	久 正 春	退職金	168,556	268
534	宇田 雄子	退職金	258,656	268
680	岩井 佳一	退職金	215,190	215

被告が認否で全開示を拒む一貫の姿勢

《それでも法律家か》…破産管財人の乱訴を暴く—その①
田中機械の破産管財人よ。最早、その非は明らかだ!!
すみやかに訴訟を取下げることが、
せめての良心ではないか!!

1984.11.

全金田中機械と共に闘う会

[illegible][illegible]

《騙し打ちか》…破産管財人の乱訴を暴く——その④
管財人は、こんなに無責任であっていいのか!!
前任者は有効と認め、宮崎・田辺は否認権を悪用。
労働者のみに犠牲を強いるのか。

1984. 11.

全金田中機械と共に闘う会

「これに、管財人の金貨貳圓を信頼して捺印・返送したものを、後任者である宮崎・田辺両管財人は、労働者がウソをつき騙していると言わんばかりに否認権断訟を起しているのです。われわれは、この様なベテナ行為を断じて許すことは出来ません。」

[illegible]

貸金等とすまい猶三分の復元を有効と認めた手續をとつてきたのです。

資料①は、債権者は管財人が調査した金額に記載したものと、これを確認、認解するならば、届出年月日を記載、氏名欄に捺印捺押して下さいと明記されている。

資材のは、労働関係々々に募集されて、債権届出の用紙であり、復元固定を認め、給料、退職金・予告金・一時金等の金額、数字は全て管財人が記載したものであります。

証拠が物語る真実——

前任者・阪口管財人は、協定を有効と認めていた

田中機敏事件の中では、理由不明の管財人交替がおこなわれていますが、前任者・阪口管財人は、今、宮崎・田辺両管財人が否認している資金を支払い猶子との協定を有効だと認めているのです。

その正誤はさて、坂口管財人の証言は、

証拔か物醒る真実

前任者・阪口管財人は、協定を有効と認

協定を有効と認めていた

《失態か》…破産管財人の乱訴を暴く—その②
あまりにも、ずさんな否認権訴訟
宮崎・田辺両管財人は、訴訟を取下げ
責任を取るべきである!!

1984.11.

全金田中機械と共に闘う会

[illegible][illegible]

**宮崎乾朗・田辺満に聞く、
金融機関の担保設定行為ならば認められて、
何故、労働組合のみが否認されるのか!!**

これまでも、破産管財人の乱暴横行、シロアリの中で、資金金協定違反の裁判、S55の九三二四号事件が、あまりにもズサンな内容であり、法律的に見ても余命の過半ない、管財業務としても支離滅裂なもので、明らかと見えてきた。今更に見ておこてきました。

今回の指差し関連は、五件の中核訴訟の中で、未払労働債権債権組合の主張は、破産管財人登記に、対する攻撃には、多大な犠牲ををらいつつ、労働者は、長期に渡り資金貸付、分配の中核を多く犠牲ををらいつつ、資本金を返して協力を続けたことである。

そんな莫大な労働債権が保障する結果となり、労働組合として最悪の不利保障の手段として、抵当権の設定否定を行ってきた。其の方法を見ると、資金の返済には連法規定を義務付けているという。資本金の返るとして、また、社内関係と連帯手段の義務を課して、質権、抵当権の設定契約を締結し、抵当権行使には原則として順順位、抵当権の設定と望ましいこととされている。

これが、労働者、労働者市場から事業主に対する行政指導の内容でありました。

以上、見てきたに、労働組合と正当な銀行取引に対し、ありもしない詐欺や悪意のあるものをフチ上り不当な攻撃を仕掛けておながら、他方では銀行と銀行とは対しては、一聞も連絡する如き態度で甘く対応し、処理してはいないというのが話聞。田辺の管財業務の案だと指摘されています。

田中建設の工場封鎖の登記簿原本の中で、S53年9月13日自己破産申立の前後の日、又は6月19日の抵当権設定の動きを見る。

◎S53年3月20日受付 仮破産額 五〇〇万円、15号担保抵当 神岡電機株式会社

◎S53年4月21日受付 仮破産額五〇〇万円、5号担保抵当 株式会社三栄相互銀行

◎S53年7月7日受付 仮破産額 一億四、七番有限会社 商工組合中央金庫

以上を合算に、金融機関等との新たな担保権の設定ともあつてき行為が行われた。

管財人の筆頭書面の内容として、労働組合に対する調査意見フチ上り企業は、殆ど状態は、S50年時時からである。経営状況の悪化が顕著となり、だとするならば、管財人の職責として、企業を危殆状態において全ての担保権の有無は、否認関係の対策ではないのか。何故、労働組合のみが希って、銀行ばかり許されるのか。宮崎、田辺両管財人は、この間にも回答に答えることは出来ません。

1984.12 全金田中機械と共に闘う会

未払買立金立替払請求の手段に於ても、破口署名人の協定有効の態度は明らかであった。

日本手買立金立替法、請求手続と同時に、破口署名人が違反され、その直後の12月20日、日本手買立金立替法、請求手続が完了した。

資料①は、その署名管轄の証明事務の書類であります。文字と認印が不明の手元であります。

破口署名人の記名、捺印と、②の欄は復元された買替金が入金されています。

破口署名人破口禁と記名、捺印がされている。

資料②

復元された金額が記入されている。

1984.12 全金田中機械と共に闘う会

[illegible]

1984.12 全金田中機械と共に闘う会

[illegible]

就任早々、中間報酬として1000万円の大金。
中間配当抜きに、破産管財人の財団先食いが許されるのか!!

＜決定と送達報告書を、同時に間違ふことは有り得ない。

法律は、破産管財人に着手金は認めていない。

本来の趣旨を忘れ、組合側に人数で対抗することが目的。

増やすことは許されていない。

例えば、タナカ技研の和議債権、今だに回収の痕跡なし!!

他方宮崎・田辺管財人は、資本家のかけ込み的抵当権設定や経営者に圧力をかけ不当に金員を入手した暴力団関係者等が、破産債権者の中に

「**全ての関係者**（裁判所・申立代理人弁護士・前任者阪口管財人・労働省）は、**協定は正しいと認めていた。**」

然のこととして、未払賃金の復元を認めて労使協定を結んできました。倒産前、自己退職者の賃金等支払請求をめぐる訴訟が、民事5部（労働部）に数件暴露してきました。この中で会社側は、復元を認めた賃金

**宮崎管財人らに聞く、公認会計士に、
これほど莫大な金(約1000万円)をつぎ込む必要があったか。
職務怠慢・ルーズな事務処理の責任を取れ!**

1985.3

全金田中機械と共に闘う会

**宮崎破産管財人らが、如何に詭弁を弄しても、
破産財団食いつぶし・乱費の実態は
誤魔化せない!**

全金田中機械と共に闘う会

1985. :

宮崎乾朗破産管財人に聞く—— 破産管財人になって、公認会計士が否認権行使の 判断を正しいのか!

1985.

4 全金田中機械と共に闘う会

[illegible]

**裁判所の決定を無視する宮崎乾朗破産管財人。
職務怠慢——これが財団食いつぶし・
事件処理長期化の原因だ。**

全金田中機械と共に闘う会

100

1985.6 全金田中機械と共に闘う会

暴力強制執行6周年—宮崎乾朗・田辺満破産管財人の乱訴を暴く—その②⑩

門前の実力突破は、暴力団の殴り込み。

必要な法的手続を全て無視

最初から、違法執行の腹つもり。

1985.6 全金田中機械と共に闘う会

[illegible]

1985.5 全金田中機械と共に闘う会

倉庫の賃料は、わかれの裁判所決定を無視した八龍と破産管財長を激しく非難し、影射するに及ぶ。昭和六年六月三十日付で、この裁判所に出訴し、同年七月三十日までその取支報告書と、これに対する財産管理債権申請が提出された。

この財産管理債権申請の中に、保管費及び配当金の課目の下で、借入料として新に「一六八万四〇〇〇円」計上され、取引報告書の中で「倉庫賃料及び借料」として「三一九九万四〇〇〇円」計上されている。

この取引報告書は、素人が書いたもので、金計のやりとりと提出日が一致しない異常ではあるけれども、この年平気な、その課目は極めて正確である別個の類が多いことを見わざを得る。

分明な額の「九八八万円」について、金庫使用借入料というのであれば、この金額は莫大の差額とその使途を問われなければならないし、更に倉庫代が計上されるのは、取支報告と矛盾することになります。

また、これが倉庫代であるとすれば「一ヶ月四方の計算」であり、それの計算と比較すると、二百数十万円の低い値が出るのであり、これは、裁断所の目録開示化のために、わざと安い賃料を計上したのでめといふことになります。

いずれにしても、債権者としての多額の借入金が使われていることを容認することはできません。

大半は、不必要な紙幣ではないのか。

管財人は、79年・22月14日強行執行の中で、立派な男も立てない等、数々の通行状で、管財人から手取りに次第、アルバイトや公費金にも主たるため、その後、管財人に申告されれば、アルパコと公費金にまよつた費用を出して、税務署の帳簿へ整理してしまつておいてあります。

そして、S57年七月22日の時点で、すでに全てが低価格金が終了するのである。S57年七月22日の時点で、6年間同様な大きな必要ない切れかえ込みなどの倉庫料を支拂つてゐると、その間割と目白ばかりになります。

管財人の善管注意義務として、当然、安価な保管方法を考慮しないならならぬ。

S54年五月24日付、阪府破産管財長の第二回報告書の中で、破産財団幹部目録がある。そこで、一応底流に必要な振替用のリットとまで明らかにされています。これらの帳簿資料であれば、一月二月四日の賃料を支払うべき量は、かなりの量不足なのです。

債権調査等のために、どうして10年以上も以前一般的な常識が必要なのか。

また、暴力団強行執行後、管財人間が定期的に多数の伝言類を取寄しておきながら、みんなの交際による借金調査を終えないことに何々しているのでしょうか。

いずれにしても、一月二万四千円、年間千八百八萬の倉庫上の乱貨は、半田ビルを和室とする、破産財団が毎月ひびまれているし事でも、見返すことは出来ません。

暴力強制執行6周年—宮崎乾朗・田辺満破産管財人の乱訴を暴く—その⑬

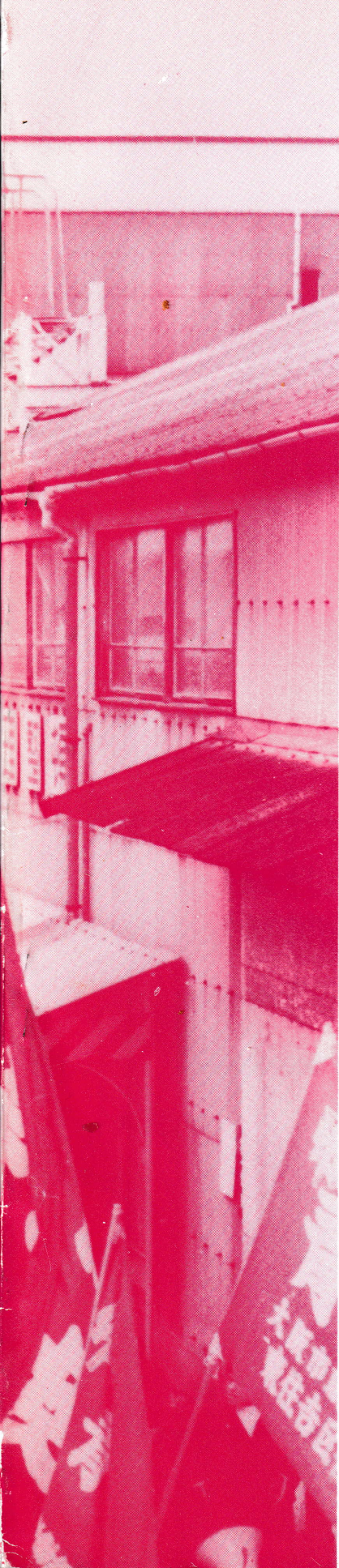
管財人の秘密裡交替は、

労働組合を騙し討ちするための術策か。

暴力強制執行の本質は、組合つぶしの狙いにあった!

1985. 全金田中機械と共に闘う会

[illegible]



発 行 全金田中機械とともに闘う会
総評全国金属田中機械支部
大阪市港区南市岡 3 - 6 - 26
全金田中機械支部気付

発行日 1985年12月18日